

## 2. 随意契約の理由

本工事は、建築物等の所有者である[ ]及び[ ]の意思に反して、施行者東広島市が土地区画整理法第77条第7項の規定に基づき直接、移転を行うものであり、工事の性質及び実施方法等が通常の公共工事とは大きく異なる。そのため、実施に当たっては、当該所有者のプライバシーをできる限り保護し、又、工事に対する妨害を回避する必要がある。

また、直接施行の実施に当たっては、当該所有者により執行停止の申し立てや訴訟等が予測されるため、施行者は勿論のこと工事請負業者も法令等を熟知し万全の施工管理能力を持って誤りのないように工事を施工しなければならない。

従って、当該工事の発注は、できる限り秘密として行う必要があると共に施工管理能力を有する業者に発注する必要があるため、競争入札によらず随意契約によって施行するものとする。

また、当該工事は、当該直接施行実施計画に基づき直接施行を宣言した当日（平成16年3月24日（水）予定）に着手し迅速に実施する必要があることから、慎重且つ万全な準備を整えるために着手までの準備期間を1.5～2.0ヶ月相当確保して発注するものとする。